

海外財産の相続

Q :このたび、私の父親が亡くなりました。相続人は、母と私と養子縁組をした私の息子(アメリカの大学に留学中)です。相続財産にハワイの不動産があるので、これを息子に相続させようと思いますが、この場合、課税関係はどうなりますか？

A :海外にある財産も相続財産となり、課税対象になります。

【解説】

相続税法の施行地(日本)に住所を有する者(無制限納税義務者)が、相続財産を取得した場合には、その相続した財産のすべてが相続財産になります。したがって、海外にある財産もすべて相続税の課税対象になります。

一方、日本に住所を有しない者(制限納税義務者)の場合は、相続財産のうち日本にあるものだけが課税対象となり、海外にある財産は課税対象になりません。

なお、日本国籍を有している者が、相続財産を取得した時において、海外に居住している場合であっても、その者が次に該当する場合は、無制限納税義務者として取扱うこととされています。

- ① 学術、技芸の習得のため留学している者で、日本にいる者の扶養親族となっている者
- ② 国外において勤務その他の人的役務の提供をする者で国外におけるその人的役務の提供が短期間(おおむね1年以内)であると見込まれる者

お尋ねの場合は、①に該当しますので、相続財産として課税されることとなります。

